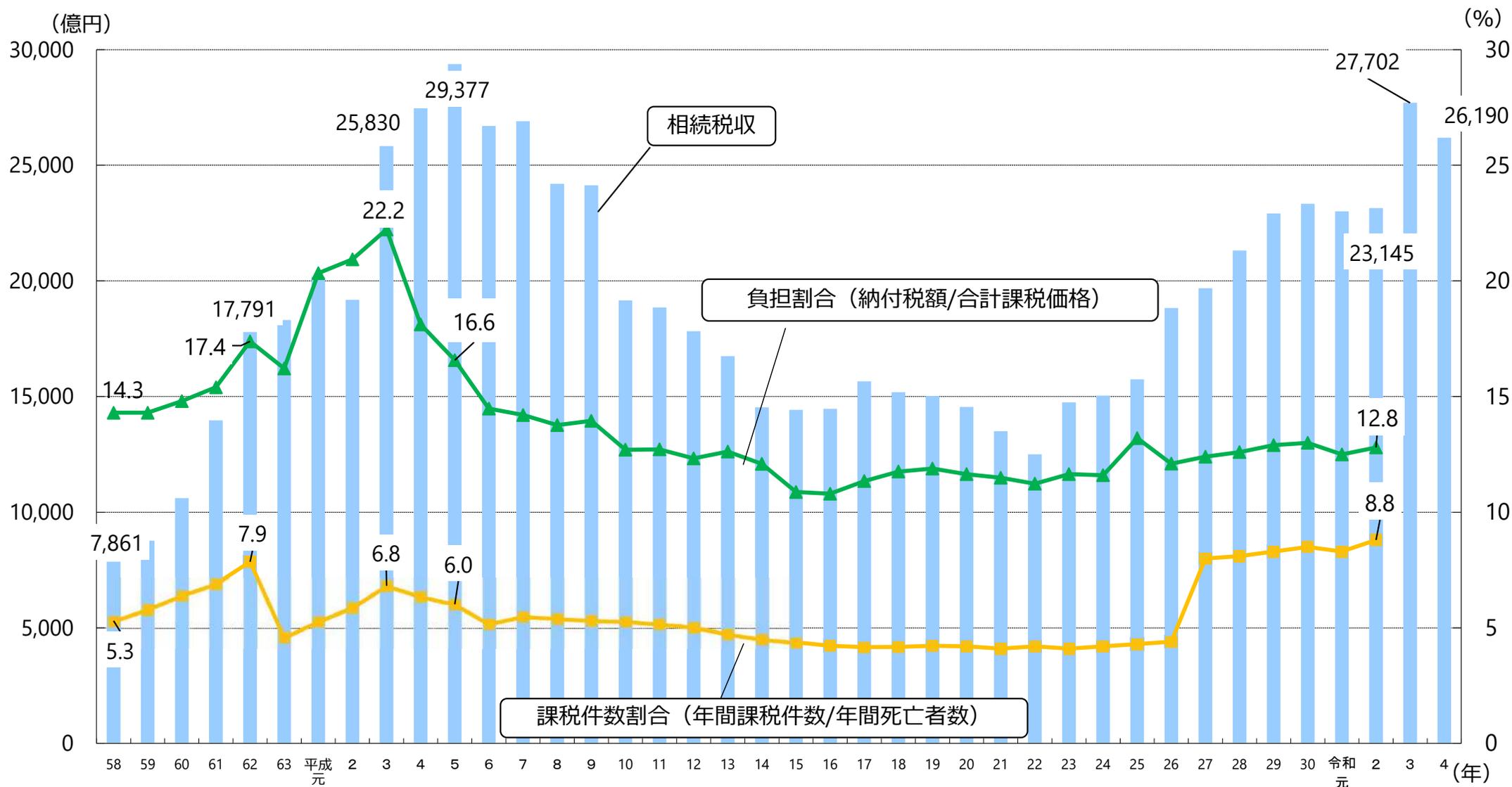


相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和3年度以前は決算額、令和4年度は予算額）。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。

贈与税の概要

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%～55%の累進税率（8段階）
※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和

■ 課税状況

- 課税件数 36.4万件
- 贈与財産額 1.4兆円
- 納付税額 2,188億円

相続時精算課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用
贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算

- 特別控除 累積で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者：60歳以上
受贈者：18歳以上の推定相続人・孫

■ 課税状況

- 課税件数 4.0万件
- 贈与財産額 0.7兆円
- 納付税額 599億円

(注) 課税状況の計数は、令和2年分「国税庁統計年報書」による。

相続時精算課税制度

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、**平成15年度に導入**

○ **暦年課税との選択制**

○ 具体的な仕組み

① **贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付**

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② **相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※**

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》 3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

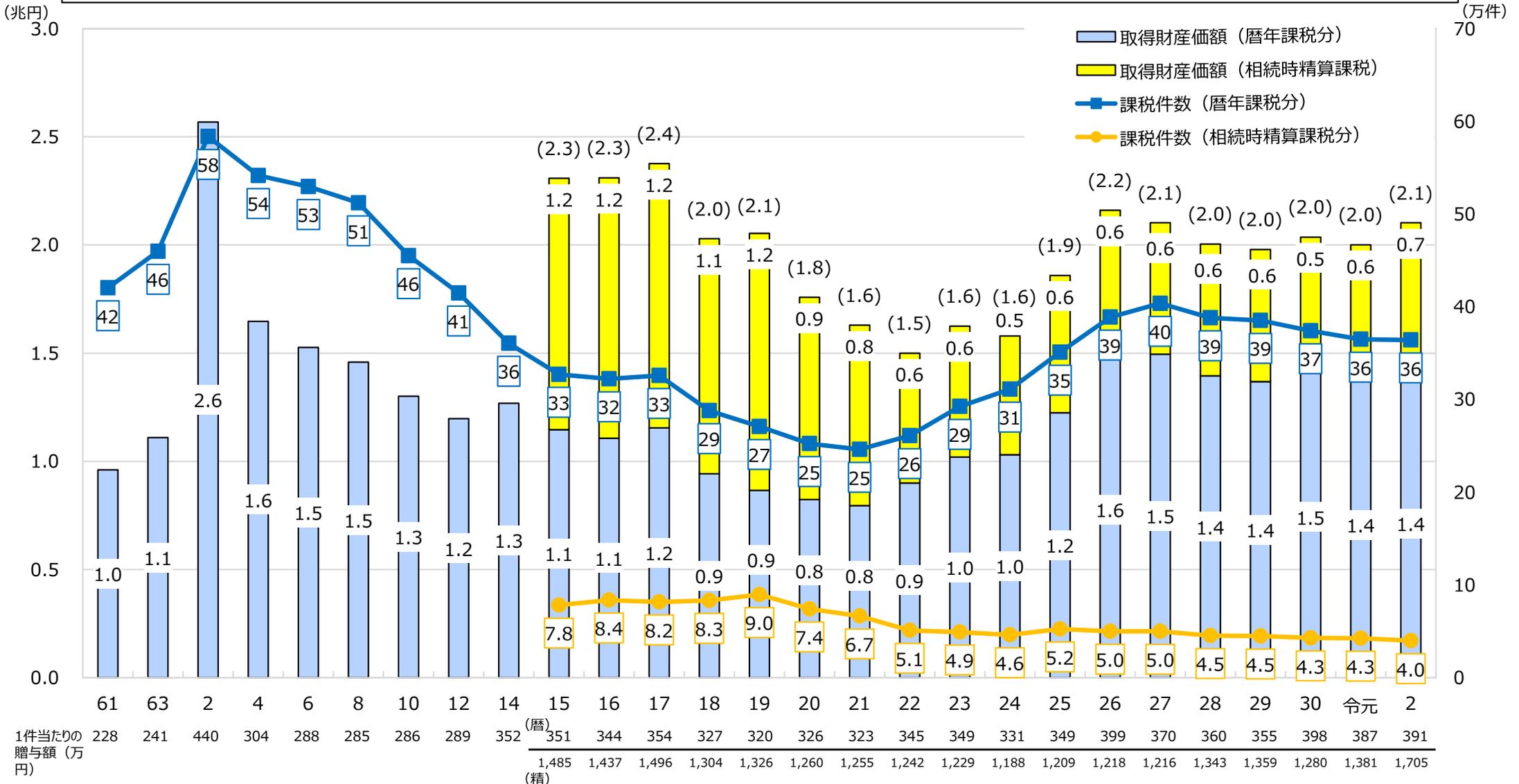
	【 贈 与 時 】	【 相 続 時 】	【 合 計 納 税 額 】
	贈与額：3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 × 20% → 納付税額 100万円	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除 : 4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	0円
〈参考〉	暦年課税の場合 納付税額 1,036万円	無税	1,036万円

(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による贈与額・課税件数は、暦年課税による贈与額・課税件数と比較して、減少傾向。

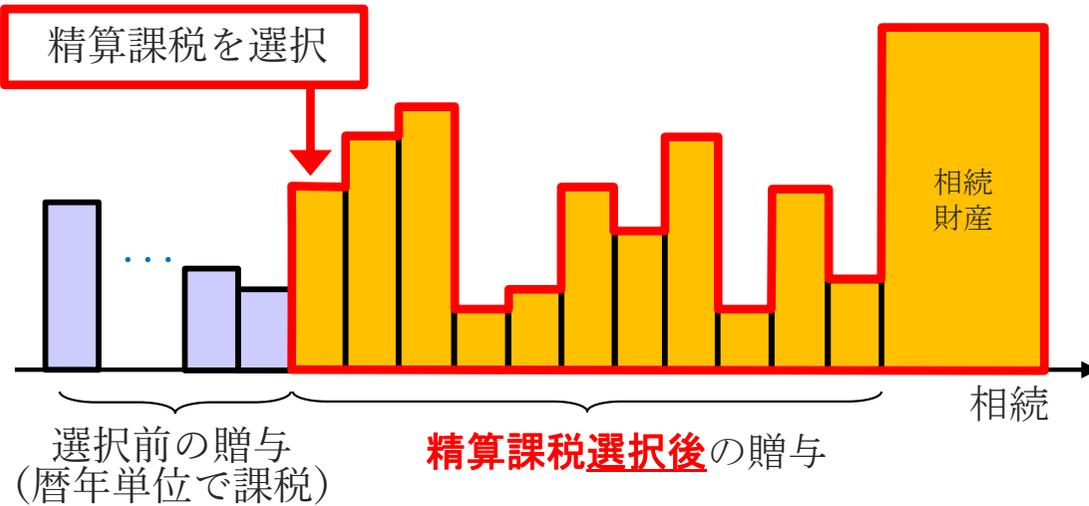


(備考) 「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～令和2年分には、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

贈与税（相続時精算課税・暦年課税）と相続税の関係

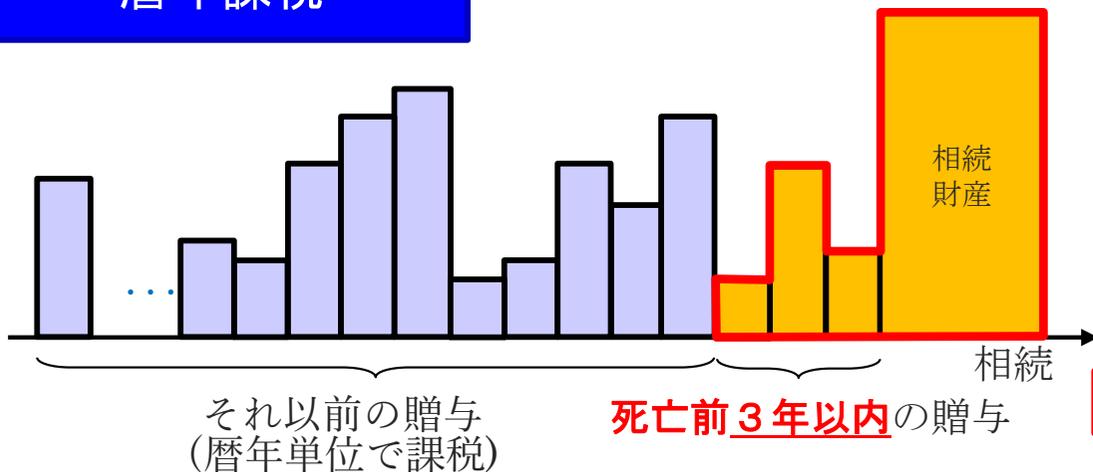
相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

に相続税を一体的に課税

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

に相続税を課税

平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」

- 相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、**基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するもの**と考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、**相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方**もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、**公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきている**とする議論もあります。
- なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、**生前贈与による相続課税の回避を防止**するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、**贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税する**という位置付けもあります。